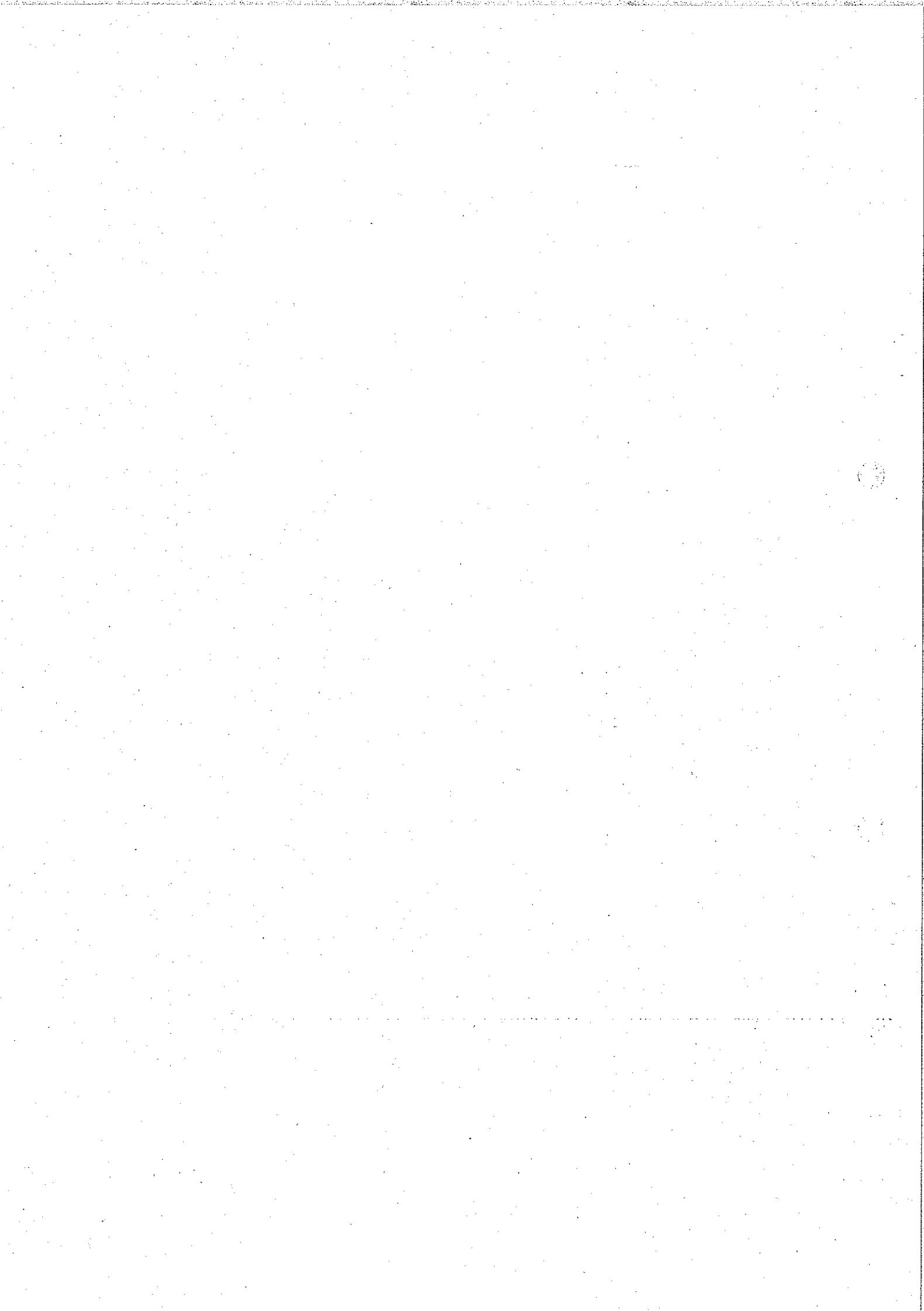


平成16年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(平成16年9月24日)



福島県環境審議会第2部会議事録（平成16年9月24日）

1 開会（遠藤主任主査）

2 部会長の選出

委員の互選により引地宏委員を部会長に選出

3 議事録署名人の指名

引地部会長より、堀金洋子委員と渡辺智衛委員を指名。

4 部会長職務代理者の指名

引地部会長より、後藤忍委員を指名。

5 議事

(1) 審議に当たっての事前説明

① 資料1～資料3の説明（小檜山生活環境部企画主幹及び笠原税務企画グループ参考より説明）

② 質問等

●福島委員

先ほどの、地方税制等検討会の報告書で、併せ産廃については、実態から言うと非常に難しい、最終処分された灰が、分けられないという難しさはわかるが、税制ということからいうと、不公平感といったことに関しては、何か議論があったのか。これは課税しないということでいいのか。

●笠原参事

本来は産業廃棄物になるので、厳密に言えば、課税の対象になりうると考えられる。これについては、昔から市町村の産業廃棄物の処理として行われてきた実態がある。また、行政区域内に産業廃棄物を処理する場所がない場合、やむを得ず受け入れていることがある。

純粹に税として見た場合に、どこまで課税すべきかはっきりしないものを課税するのは、逆に不公平感が出てくるということもあるので、現状では課税は非常に困難であるとの結論になった。

●福島委員

難しいということはよくわかったが、税に関しては、不公平感というものが非常に問題だと思うので、きちんと説明ができるように対処する必要があると思う。

●鈴木委員

中間取りまとめでは、もっとも基本的なことだが、排出量を減らすということが大きな目標となっている。

税体系を見ると、直接最終処分を行うものについては排出事業者が納税義務者、最終処分業者が特別徴収義務者であるが、中間処理を経るものについては、中間処理業者が納税義務者となっている。

このシステムを、税の本来の目的に沿った形で回していくためには、排出事業者の理解が大前提となる。そうしないで、特別徴収義務者が排出事業者に代わって、泣く泣く自分の懐から税を納めるといういびつな形になると、今回の産業廃棄物税の導入はなんのために行うのかということになる。

時間をかけて排出事業者に対する理解を得ることを行ってほしい。それを行わないとい、非常にいびつな形になる。

特に、中間処理業者が納税義務者であるため、一部の排出事業者は、産業廃棄物税を納めるのは中間処理業者であって、排出事業者には産業廃棄物税は関係ないと勘違いしているところがある。中間処理業者が納めた税金は、排出事業者に転嫁するということがスムーズにいかないと、本来の姿ではない。

これは、同じようなシステムをとっている他の県も同様だと思う。我々直接税体系に携わる者としては、非常に不安があるので、時間をかけて理解をしていただくようにお願いしたい。

中間取りまとめにも記載はあるが、文字ではなく言葉として強くお願いしたい。

●中村委員

先ほど、福島委員から併せ産廃についての意見があったが、事務局で処理量のデータがあれば、教えて欲しい。

●遠藤主任主査

併せ産廃の処理の状況は、平成15年度で、福島県では29の市町村と一部事務組合で一般廃棄物の処理を行っているが、そのうち14の市町村等が産業廃棄物も併せて処理を行っている。

そのうち産業廃棄物がいくらあるかという把握は非常に難しいが、把握されている量は15年度の実績で、年間で2,048トンで、それほど多くはない。

(2) 県民意見等を踏まえた答申に向けての各項目の審議

① 産業廃棄物税制度の導入について

●稻森委員

福島県として、施策の財源として税収をどのぐらい見込みたいと思っているのか。税収がほとんどなくとも、県の財政が健全であるということであれば、ものすごく低くてもいいだろうし、福島県としてはどのように考えているのか。

●平澤参事

資料1の別紙4に、平成12年度から14年度の排出量が記載されている。

他県の例を踏まえて、平成14年度をベースとしてトン当たり千円で単純に計算すると、税収は7億円ぐらいになる。

この税の制度創設の目的が、税収を確保するというよりは、減量化、リサイクルに対する動機付けというものが一番にあるので、単純に計算すると7億円ということになるが、排出量を減らしていくということがねらいであるため、明確にいくら確保しましょうという目標は持っていない。

既に制度を導入した三重県では、4億円強の税収を見込んで歳出予算を組んだが、実際の税収は1億3千万ほどしか確保できなかつたが、そのことが、この税制度を立ち上げた目的の一つでもある減量化、リサイクルの効果を表しているのではないかという二面性を持っているので、統計的には税収の目安はできても、そこを到達点とするということではなく、極論を言えば、税金そのものがゼロになるということがこの制度の創設の目的ということになる。このような考えも踏まえながら、制度の創設を考えている。

●稻森委員

県として、産業廃棄物対策にどのぐらいの費用を負担していて、減量化・リサイクルということを徹底的にやって、みんなの努力でそれがうまくいったときに、これまでかけていた費用が減れば、他に回せることになるが、そのような方針になっているのか。

●遠藤主任主査

本県における産業廃棄物行政に関する施策の状況で、事業費ベースでどのくらい

かということでは、循環型社会形成の話や、産業廃棄物適正処理の推進や、不法投棄の監視対策、環境と調和する事業活動の展開、ダイオキシンや環境ホルモン等の調査など、そのようなものも含め、平成16年度の事業費ベースで、だいたい7億6千万円程度が計上されている。

●稻森委員

税収の使途としてリサイクル対策を行うことによって、最初は税収があったとしても、リサイクルが進むことによって、税収がゼロになるということはありえないが、税収が減ってきたときに、事業費を減らしても事業ができるようになるかと思う。そのようなことを全体として考えていくべきではないか。

●平澤参事

平成16年度では、7億6千万円を予算化しているが、この金額というのは、既存の政策目的があるので、ずっと横ばいでいくと現時点では考えている。

新たに産業廃棄物税が制度化された場合の歳入は、既存の施策には使わずに、基金に一度積み立てて、そこから新たな具体的な施策に充当していきたいと考えている。

② 制度の目的について

●中村委員

制度の目的については、先ほど稻森委員からの意見と事務局からの説明からも、ここに記載されている2つの目的でいいのではないか。

●引地部会長

県民からの意見で、税の導入により、産業廃棄物が他県に流れるのではないかとか、不法投棄につながるのではないかというものもあるが、慎重に取り扱ってほしい。

③ 納税義務者及び課税対象について

●鈴木委員

中間報告にも書いてあるが、近県との整合性も非常に大切だと思う。産業廃棄物は、廃棄物処理法では広域的な処理が行われることになっており、県ごとに基本的なことがバラバラになると、物の流れが変わったり、二重課税が起きたりして、非常に混乱をきたす。

●堀金委員

私は南会津郡に住んでいるが、非常に郡内が広い。制度にも関わることだが、新聞等で、福島県は県外からの産業廃棄物の搬入が非常に多く、全国でも上位に入っているということを目にした。

1つの例として、埼玉県では、ほとんど県外に出しているということであり、埼玉県と福島県、会津地方だけでなく、福島県全体がそうであるが、近県との関わりということをきっちりとして押さえておかないと、これは大きな要因にもなるし、不法投棄の問題も目の前にきているので、非常に大事なことではないかと思う。

おととい、埼玉県のある方と話をしたが、埼玉県では不法投棄が悪質であり、一夜のうちに、あつという間に土を埋めて、あつというまに被せて、その悪循環で非常に問題になっているとのことであった。

福島県でも、近県との情報交換をきちんとしたうえで制度を作っていくかないと、ただ文言上だけでは問題があるのではないか。

●河津参事

最近の新聞の、福島県の搬入量が多いという報道については、一般廃棄物のこと

だと思う。産業廃棄物の県外からの流入は、だいたい20%弱。県外から来るものについては、平成14年3月に策定した福島県廃棄物処理計画で、20%以下にしようということで、今年の4月から条例が施行されたが、その中でも制度化されて、事前届け出制度や、極端に県外からの搬入量が多い業者は指導するなどという枠組みを作つて、県外物を抑制していくという県の施策が動いている。

なお、一般廃棄物の搬入量が多いという話をしたが、ある一つの処分場が、ほとんど県外物を受け入れており、それが県全体の率を上げている。県全体で、県外物がどんどん入っているという状況ではない。

●堀金委員

廃棄物の処理の状況について、情報を提供して、県民の理解を得ることも必要だと思う。

●河津参事

情報提供については、わかりやすい形で考えていきたい。

④ 税率について

●車田委員

隣接県との整合性が重要ではないか。自治体としては、その辺を一番心配している。参考までに、税率について、各県の状況を教えてほしい。

●笠原参事

最終処分場への課税は、基本税率はいずれの県もトン当たり千円となっている。

●引地部会長

容積に課税すべきという意見もある。最終処分場を長持ちさせるためには、容積という概念もわかるが、容積のかさばる産業廃棄物は、中間処理で減量化して、容量を小さくして最終処分場へ持っていくというのが原則ではないかと考えるため、中間処理を進めるよう指導することも重要なってくる。そういう意味では、最終的には最終処分場に持ち込むものにトン千円を課税するのが妥当だと思う。

⑤ 自社処分場への搬入に対する課税について

●鈴木委員

自社処分場については、一つは排出事業者という立場からの視点で考える必要がある。もう一つは、政策判断だと思う。

廃棄物処理法の第11条第1項では、「事業者はその廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定されている。ただ、現実には、なかなか自ら自家処理するのは大変なので、許可業者に委託処理をお願いしているというのが大多数となっている。よって、自社処分場を持って処理している排出事業者は、法律に基づく自己責任を果たしているといつていいくのではないか。

自社処分場の建設には、準備期間を含め、設置許可を得るまでの時間や労力をかけており、また建設や維持管理に際しても、相当努力している。また、閉鎖後の管理もあり、非常にリスクの大きい、コスト的にもどうかというものであり、排出量削減に努力していることを前提とした上で、自社処分場を所有する事業者に対し、なんらかの配慮が必要ではないか。

他県の例を参考とするのはいいが、それぞれの県で産業構造がちがう。農業中心で工業が副次的であり、雇用は出稼ぎでやっていくという立地の県と、福島県のような、非常にバランスのとれた産業構造で、雇用もそれほど出稼ぎということを聞かない県もある。

●引地部会長

不法投棄されたものをどうするのか。税収は不法投棄の処理には回さないというのが前提だが、不法投棄した業者が処理できない場合、県や市におんぶすることになり、そのような場合の処理はどうなのかということも含めて、今後どう対処していったらいいのかといった意見もお聞きしたい。

●稻森委員

今、処分場の延命化ということが非常に重要になってきている。ついこの前も、環境省で、いったん埋めたものを焼却して量を減らし、延命化するということを打ち出している。

自社処分についての考え方は、先ほど説明があったように、重要なことだと思う。自社処分場を作らなかったら、県が作ってくれるのかという問題もある。私の気持ちとしては、補助を出してでも自社処分場を作ってもらうことも考えられる。

汚水処理システムでもなんでも、自己で努力することをやらないから大変な状況になってきている。それなりの努力をちゃんとやっているところには、それなりのインセンティブなりプラス効果が与えられるような対応をしないと、努力しなくともいいのではないかということになってしまって、プラス効果を与えることが非常に大事だと思う。

●中井委員

自社処分場への課税問題が、おそらくこれまでの検討でも、一番最大の課題であったかと思う。中間取りまとめに対する意見を見ると、私自身はもう少し賛成意見が出てくると思っていたが、慎重論や反対意見が多かった。

今、2名の委員が発言されていた件に関連して、質問になるが、一つは自社処分場、つまり、排出事業者が自前で最終処分をしている場合の業者の特徴点は何なのか。例えば、業者に委託するとなると、非常に廃棄物の量が多くて、委託料金も非常に高額のものになるということも考えられるし、あるいは最終処分そのものが非常に困難であるから、自社で処理することも考えられる。あるいは、逆に、最終処分が割と容易であるから、自社で処分するということがいえると思う。

自社処分場で処分をするのに、非常にコストがかかるという話があったが、自社処分を行う場合のコストと、いわゆる委託業者に委託する場合のコストが、トータルで見た場合に、やっぱり自社処分でやる場合が事業者が多く負担しているという場合であれば、先ほどのようなご意見ももっともかなと思う。

計算が難しい面があると思うが、長期的なコスト面で見て、自社で処理するのと、委託料を払って処理をする際の比較について教えてほしい。

もう一つは、現在の状況を考えると、最終処分場そのものを確保することが非常に難しくなってきている。これは、ここ10年から15年の状況の変化が非常に大きいと思う。最終処分場が、今新規で建設できないとか、確保できない点は、自社処分を行っている事業者を評価する大きなポイントとなるのではないか。

●遠藤主任主査

福島県の一般的な状況を見ると、大量に産業廃棄物を排出する事業所が、自分の処分場を確保して、自社処理しているという現実はある。

経費的にどうかということでは、一つ参考になるのが、先ほどの税制等検討会の報告書の中でも出ていたかと思うが、委託処分の場合に、処理料金はトン1万円から2万円が普通。トン1万円ということになると、委託処分をするときに、年間1万トンの最終処分をしなければならない産業廃棄物が出てきて、それを委託処分すると、処理料金は年間1億円になる。

最終処分場を作るときに、建設費、用地費、他の費用を含めて、どの程度なのかが問題になってくると思う。廃棄物の種類により、水処理するにも簡単なものもあるし、かなりいろいろな装置を入れなければならないものもある。また、周辺の立地状況もあって、一概には言えないが、少なくとも数十億はいくと考えられる。

このようなことから、年間十万トン出てくると、処理料金は10億円ということになるので、そのようなことを考えると、多量に排出する事業所は、経済的に考えても、委託処分するよりは、自分のところで処分場を確保した方がよくなると考えられる。

確かなデータに基づいたものではないが、傾向的にはそのようになると思われる。

●引地部会長

事業者からの説明にもあったが、自社処分に至った経緯には、地元の市町村にも関係がある。最終処分場がそれほど大きくなく、1事業者がそこを全部埋め立ててしまったら、他の中小企業の人たちが埋め立てられなくなってしまう。このため、大量に処分する事業者は、自分のところで処理しなさいと、市町村からも要望されている経緯があると思う。そのようなことで、委託処分がしにくいこともあると思う。

それで、自社処分場を、地域住民の理解を得て作っていくということも考えられる。

●新妻委員

この会議で、企業の方からお話を伺った際に、自社処分場を持っている企業は、リサイクルが可能であるものに関しては、リサイクル料金が高いということで、処理できるものも自社処分場に埋立てをしている例もあるという発言があった。これは、循環型社会に逆行する考え方であり、廃棄物の発生抑制にもつながらず、しかも、福島県は、自社処分が45%という非常に高い割合であるということを考慮すれば、自社処分をしている人たちにもなんらかの抑制の努力をしていかないといけないと感じている。

●福島委員

別紙4で、事業者自己処理と処分業者委託処理の平成12年度から14年度までの推移が記載されているが、委託処理の場合の処分量はほとんど変化がないが、自己処理をした場合はたった2年間で3分の1に減っている。急激に自己処理の処分量が減っている原因は、事業者によるリサイクルが進んだのか、あるいは、自分のところで処理しきれなかつたものを他の処分業者へ委託しているのか、その辺の事情を教えて欲しい。

●遠藤主任主査

前段の新妻委員のお話の中で、事業者さんからの意見を伺ったときに、リサイクルができるものを埋め立てているというお話があつたが、これは事業者さんがいつたんはリサイクルに力を入れていて、リサイクルできるものはリサイクルに回しているが、市況の状況があって、リサイクルはできるがリサイクルに回らない。それはやむを得ず埋立をしているという発言であったかと思う。その点は、追加しておきたい。

それから、この2~3年間の内に事業者自己処理で3分の1に減っていることについては、石炭灰の埋立のことかと思う。石炭灰の有効利用先、具体的にはセメントの原料などに有効利用されているが、そちらの量が増えて、埋立処分量が減っていると理解している。

●福島委員

今後もかなり減りそうなのか。

●遠藤主任主査

石炭灰は、有効利用できるのはセメントの原料で、もともとのパイが決まっているので、事業所さんの努力によって、使えるところの拡大を図っているところでは

あるが、新たな有効利用先というのを今後開発していくかないと、有効利用量が伸びないということになる。このまま下がっていくとは理解していない。

●畠山委員

民間の事業者が先行して取り組んでいる事業について、後から、規制や税制面で援助しようとするることは、非常に重い課題だと思う。

何か他の産業とか事業などで、参考になる例はないか。

今私が思いつくものでは、国の車検制度がある。これは、民間車検場が世の中には非常に幅をきかせていて、そこがだいたい牛耳っていた。それが、ユーザー車検というものが出てきた。これは、法律からいうと、自動車の点検は所有者が行うという文言になっているので、その方向への社会の動きがあった。当初は、民間の事業者さんは非常に抵抗したが、ここ10年間で、非常に安定して、ユーザー車検も非常に増えつつあるし、民間車検場とのトラブルもほとんど聞かなくなっている。

全く同じケースかどうかはわからないが、一つの参考として、思いついたのがこの件。同じようなことで、モデルとなるようなことがないか、もう少し考えてみたいと思う。皆さんも、お気づきの先行したモデルのようなものがあれば、それが成功したか失敗したかにかかわらず勉強になると思う。

⑥ 事業者の事務負担への配慮について

●鈴木委員

技術的な話だが、中間処理業者と委託業者とのお金のやりとりの条件と、税金を最終処分業者に納める時期との問題がある。お客様との支払い条件で、税金を納める時期が先行すると、資金繰りに困ることがある。

細かいテクニックの話だが、事務手数料だけではなくて、納税時期についても配慮しているかないと、資金繰りが間に合わなくて、規模の小さいところがバンザイすることになるとまずいので、税金の納付期限も、そのようなことを十分加味してほしい。

●笠原参事

税制検討会でも、この件については配慮するという記述がある。一つは、マニフェストなどで既に帳簿の義務づけがあるので、税の申告についてもそれが活用できるように省力化を図っていく。

それから、税の納付時期については、会計処理の実態を踏まえて検討するという記述があるので、御意見をいただきながら、実態に即した形で、議論をするが必要であると考えている。

⑦ 税の使途について

●稻森委員

先ほど税の目的のところで質問した時に、産業廃棄物行政に関する県の平成16年度予算額が7億6千万円であり、この金額は横ばいにするということであり、税制度が導入された場合の歳入は、基金に積み上げて、新たな事業を行うとのことであつたが、7ページに記載してある事業は現在行っていないのか。

●平澤参事

現在行っている事業を分類すると、大半がこの5項目にあてはまる。

●稻森委員

歳入が多かった場合には、中間処理業者などで、新たな減量化に係るシステムを入れて進めていく場合などへ支援していく体制も必要ではないか。

税を徴収しているので、税の還付ということで、同種のところであってもそれが

よりいいところへ回すことも考えるべきではないか。

●平澤参事

8ページ目のマルの2つ目で、リサイクル技術開発の支援は、県の今までの予算では、限りある財源の中から施策を打ち出しているので、今おっしゃったような新たな観点から、一歩進めた事業を新たに進めていきたいと考えている。

●稻森委員

7ページの「税の適正な負担について」のところで、「中間処理業者へも大きな負担を与えることになる」というキーワードが出ている。徴収した税金の使い方は県が決めることであるが、よりいい方向で、よりコストを下げるような、みんなが喜ぶ一番いい方向で使うべき。

●平澤参事

貴重な御意見であり、制度の仕組みづくりでは、県民意見にもあるとおり、使途については産業界のご意見を聞いて立ち上げるべきではないかということも記載されているので、そのような点にも十分配慮しながら検討していくべきものと考えている。

●福島委員

答申の趣旨からいって、循環型社会といつても、完璧な循環にはならずに、かなり自然界に負荷をかけることになる。そのような意味で、この税収を、負荷をかけた自然に対して、なんらかの配慮をするということを考えられる。具体的にどのような項目に使うかということはあるが、福島県にかけた負荷を回復できるような、なんらかの財源を使途としてほしい。

●羽田委員

直接は関係しないかもしれないが、使途として、福島県では観光にすごく力を入れているが、外国と比べると、ちょっと歩くとすぐに自動車が野積みになっていたり、産業廃棄物らしきものがどこにでもある。あれはすごくイメージダウンなので、そのようなことに配慮しないと、いくら片方で観光に力を入れていても、リピーターはこないと思うので、そちらへの気配りをするような使い方も考えるべきではないか。

●新妻委員

宮城県の村田町の産業廃棄物処分場は、日本最悪といつてもいいような産業廃棄物処分場かと思うので、あれを引き合いに出すのはどうかとは思うが、産業廃棄物処分場ができた後、会社が倒産してしまって、今でも硫化水素がいっぱい出ているような状況である。やはり産業廃棄物処分場ができると、地元に対する環境負荷というものがものすごくある。硫化水素のせいか、周辺の木は枯れていますし、お年寄りがずいぶん亡くなっているという話も聞いている。そのようなことを考えると、やはり産業廃棄物最終処分場のある地域のために、なんらかのお金を使うということも考えなければいけない。

●平澤参事

今、野積みされているものや、環境に負荷がかかっている、簡単に言えば既に不法投棄などをされているものの処理に対する財源とすべきではないかということかと思う。事務局としては、九州でもこの制度が立ち上がっているが、不法投棄された産業廃棄物の撤去にまで税の使途としているのは、新潟県1県というように聞いている。

そのようなことから、まさに税収の使途も、この部会で、他の委員の意見があれ

ば、お聞きしたい。

●引地部会長

排出事業者からは、不法投棄の処理にお金を使ってほしくないという意見もある。税の目的は、廃棄物を減らすことであって、減量化やリサイクルを効率的に行うためにお金をたくさん使ってほしいという意見だと思う。

一方、不法投棄されたものの撤去は、県や市が負担するということになっているが、それだけでいいのかという意見もある。

今まで不法投棄されたり、いい加減な処理をされて、環境に影響が出ていることがあるので、このような問題についても、今後の問題と併せて検討する必要があるかどうかも検討する必要がある。

●中井委員

8ページに、税の使途が挙げられているが、特に上の2つの、「排出量の削減への技術的支援」や「リサイクル技術の開発支援」は、ぜひやってほしい。

その際に、補助金という形で行う場合には、何割補助というやり方で、事業者が開発のため資金の一部分を自前で用意しないといけないという仕組みが一般的だと思う。もちろん、そういう補助金の使い方もいいと思うが、技術支援や開発支援をするという場合は、えてして1回ではうまくいかない場合も当然出てくる。事業者の側が技術開発をする場合に、リスクを背負いながら行っていく場合が多いので、場合によっては、事業者からすると使い手がいいような税の使い方を考えていかなないと、事業者からすると、補助金制度があっても、一定程度は自前で資金を用意してやるということになると、使いにくい面もあると思うので、税の使途を考える場合に、事業者側からすると使い手のいいというか、一定のリスクがあつてもかまわないような、そのようなことをぜひ工夫してほしい。

●堀金委員

8ページの一番最後にあるが、不法投棄については、個々の業者の意識の問題になるかと思う。その場合に、善良な業者の育成が非常に大事であるとともに、その上にある、これから時代を担う子供たちに関わるものも、幅広くはなるが、小さいうちからの教育環境で、このようなことに対する取り組みを学習することが、ちらつとでもあれば、県独自の教育施策の一つということで、やがて100年後のうつくしい福島県を守ることができることになると思うので、税が導入されたらという話にはなるが、そのような使途も検討してほしい。

●鈴木委員

産業廃棄物税は、法定外目的税ということなので、一般的には課税期間を設けている。他県でも同様であり、中間とりまとめでは、課税期間についての議論がないが、課税期間で効果を検証して、制度をプラスアップして、次にどうするのかということにつなげていくべきだと思う。

●笠原参事

本県は、まだどうするかは検討していないが、法定外税は、いまおっしゃったとおり、だいたい5年程度で見直しをかけるのが一般的になっているので、これから検討する。

●中村委員

中井委員から、リサイクル技術の開発支援の話があったが、県ではNPOの超学際研究機構を立ち上げているので、税の使途の問題として議論していいかどうかはわからないが、そのようなネットワークによって、技術の開発支援などを進めていくことが必要ではないか。

●引地部会長

リサイクルや減量化を推進していくのは、廃棄物によっては、1社だけではなかなか難しい面もある。いくつかの会社が一緒になって開発していくとか、学識経験者や大学、研究機関等と共同で行うとか、あるいはNPOと共同してやっていくとか、いろいろな方法があると思う。税収を、そのような事業に使うことも必要になってくる。

(3) 次回の日程等

●小檜山企画主幹

次回は、本日の審議の内容やこれから提出していただく意見を踏まえ、事務局で審議会の答申案の素案をまとめ、それをたたき台として当部会でご審議いただきたい。

日程については、10月20日前後を予定しているが、後日改めて連絡するので、ご出席をお願いします。

なお、お手元に、意見提出様式をお渡ししているが、10月4日までにご提出をお願いします。

●松本生活環境部長

ただいま事務局から、次回にたたき台を出してというお話をさせていただいた。先ほど、担当参事からお話したように、本日はできるだけ生の情報を皆様にご覧いただくということで、情報の羅列というか、整理できない情報で御議論をお願いしたが、だいたい論点は明確になったかと思っている。次回は、そのような論点を明確にした上で資料提供をさせていただきたい。

十分に議論を尽くしていないのは、自社処分場の問題と、税収の使途の問題ではないかと思う。これ以外については、だいたい御理解頂いたと思っているので、自社処分場と税収の使途について、重点的に議論をしていただくことになるかと思う。

自社処分の問題についても、たとえば、自社処分は自己努力が大きいといふけれども、果たしてそうなのか、両方とも努力しているのではないかという意見もあった。排出抑制の努力というのは、どちらがインセンティブが働くのかどうか、その辺の議論もあった。それから、応益性の問題もあった。

いずれにしても、論点がある程度明確になったと思うので、次回にたたき台を出させていただきたい。そのためには、ぜひ期日までにご意見を記入していただいて、重複しても結構なので、なるべく次回は時間をかけて自社処分と税収の使途を中心にご審議いただきたいと考えているので、そのような観点からたたき台を出させていただくということでご了解をいただきたい。